

契約解除

訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メールや事業者のウェブサイトの専用フォームなどの電子媒体に加え、ハガキで通知することもできます。

■クーリング・オフの手続き手順(メール等の場合)

1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に通知します。

2 送信したメールは大切に保存してください。ウェブサイトの専用フォーム等は、画面のスクリーンショットを大切に保存してください。

3 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。

※ハガキで通知する場合は、両面をコピーし「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。コピーは大切に保管してください。

■メールの記載例

宛先: xxxx@xxxx.co.jp
 件名: クーリング・オフ通知
 ○○株式会社 御中

次の契約を解除します。

契約年月日 令和○年○月○日
 商品名 ○○○○
 契約金額 ○○○○○○円
 販売会社 ○○株式会社○○営業所
 担当者 ○○○○氏

支払った代金○○○○○○円を返し、商品を引き取ってください。

令和○年○月○日
 群馬県○市○町○丁目○番○号
 氏名 ○○○○

※ハガキの場合も、同内容を記載します。

■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- 訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等)
- 特定継続的役務提供(エステティックサロン・語学教室等)
- 電話勧誘販売
- 訪問購入(いわゆる訪問買取)

8日間

- 業務提供誘引販売取引(サイドビジネス商法等)
- 連鎖販売取引(マルチ商法)

20日間

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品(化粧品・健康食品)で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

群馬県消費生活センター (日曜日、祝日、年末年始は休み)

県庁昭和庁舎1階 ☎027-223-3001

○月～金曜日: 9時～16時30分(電話、来所) ※来所相談は予約制

○土曜日: 9時～12時/13時～16時30分(電話のみ)



- 前橋市消費生活センター ☎027-898-1755
- 高崎市消費生活センター ☎027-327-5155
- 桐生市消費生活センター ☎0277-40-1112
- 伊勢崎市消費生活センター ☎0270-20-7300
- 太田市消費生活センター ☎0276-30-2220
- 沼田市消費生活センター ☎0278-20-1500
- 館林市消費生活センター ☎0276-72-9002
- 渋川市消費生活センター ☎0279-22-2325
- 藤岡市消費生活センター ☎0274-20-1133
- 富岡市消費生活センター ☎0274-63-6066

- 安中市消費生活センター ☎027-382-2228
- みどり市消費生活センター ☎0277-76-0987
- 甘楽町消費生活センター ☎0274-74-3306
- 玉村町消費生活センター ☎0270-20-4020
- 板倉町消費生活センター ☎0276-82-7830
- 明和町消費生活センター ☎0276-84-3299
- 大泉町消費生活センター ☎0276-63-3511
- 邑楽町消費生活センター ☎0276-47-5047
- 吾妻郡消費生活センター ☎0279-75-1166

※相談できる曜日や時間は消費生活センターによって異なります

悪質商法かも!?! 勧誘されたら188番

楽しく稼げる



サイドビジネス商法

簡単にもうかる



マルチ商法

今日だけ割引



美容に関するトラブル



言われたことあるかも!

BOKU KAMOKAMO... ©YUKI ISHII

関東甲信越ブロック 若者向け悪質商法被害防止キャンペーン

あやしい話には、ご用心!

消費者ホットライン

お近くの消費生活相談窓口につながります

☎188



群馬県消費生活センター <https://www.pref.gunma.jp/page/8392.html>



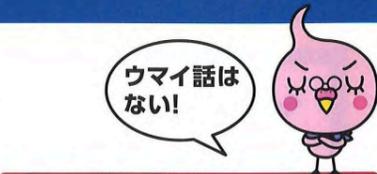
ウマイ話には裏があるかも…!



困ったら、一人で悩まず **すぐ相談!**

マルチ商法

商品の購入やサービスの契約をして販売組織の会員になり、他の人を勧誘して入会させると紹介料がもらえる商法。商品購入後、「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法もあります。



カモにならないために…

- 「簡単にもうかる」といったウマイ話は信じない!
- 友達やアプリで知り合った人から誘われても、きっぱりと断る!

こんな目になってしまうかも…

- 実際は全くもうからず、商品等を購入するためのローン(借金)だけが残ることも!
- 知人・友人を勧誘するしくみのため、あなた自身が加害者になることも…

美容に関するトラブル

SNS広告等を見て、安いと思い店舗に行ったところ、高額な美容関連のコースを勧誘される等のトラブルが多く見られます。



カモにならないために…

- 「今日契約するなら割引」などの勧誘に、あわててその場で契約せず、持ち帰って慎重に判断する。
- 必ず契約時に申込書面の内容(施術期間、回数、契約額)と支払方法(特に分割払の総額)を確認する。
- 契約前に身体へのリスクや安全性について説明を求め、検討する。

サイドビジネス商法

「副業や内職で簡単に収入を得られる」等と勧誘し、仕事に必要があるとして商品やサービスを購入させる商法。



カモにならないために…

- 「簡単に稼げる」「気軽に始められる」ことを強調する広告やランキングサイトを、うのみにしない!
- 作業内容や利益のしくみが分からなければ契約しない!



緊急時サービスに関するトラブル

ネット広告等を見て安いと思い依頼したところ、想定より高額な請求を受けたというトラブルが多く見られます。



カモにならないために…

- ネット広告の最低価格をうのみにしない。
- 作業前に見積書をもらい、作業内容や、出張料、キャンセル料などを確認する。
- 市販の殺虫剤を準備するなど、日頃から害虫対策をしておく。

こんなケースにも注意!

トイレの詰まり修理や鍵紛失時の開錠などを、ネットで検索した安い業者に依頼したところ、追加作業を勧められ、高額請求される。